



中小受託取引適正化法の概要

(下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の一部を改正する法律)

令和 7 年 6 月
公正取引委員会

下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の一部を改正する法律

背景・概要

- 近年の急激な労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇を受け、発注者・受注者の対等な関係に基づき、サプライチェーン全体で適切な価格転嫁を定着させる「構造的な価格転嫁」の実現を図っていくことが重要。
- このため、協議を適切に行わない代金額の決定の禁止、手形による代金の支払等の禁止、規制及び振興の対象となる取引への運送委託の追加等の措置を講ずるとともに、多段階の取引当事者が連携した取組等を支援し、価格転嫁・取引適正化を徹底していく。

1. 規制の見直し（下請代金支払遅延等防止法）

【規制内容の追加】

（1）協議を適切に行わない代金額の決定の禁止【価格据え置き取引への対応】

- 対象取引において、代金に関する協議に応じないことや、協議において必要な説明又は情報の提供をしないことによる、一方的な代金額の決定を禁止。

（2）手形払等の禁止

- 対象取引において、手形払を禁止。また、支払期日までに代金相当額を得ることが困難な支払手段も併せて禁止。
※手形払の禁止に伴い、割引困難な手形に係る規制を廃止。

【規制対象の追加】

（3）運送委託の対象取引への追加【物流問題への対応】

- 対象取引に、製造、販売等の目的物の引渡しに必要な運送の委託を追加。

（4）従業員基準の追加【適用基準の追加】

- 従業員数300人（役務提供委託等は100人）の区分を新設し、規制及び保護の対象を拡充。

【執行の強化等】

（5）面的執行の強化

- 関係行政機関による指導及び助言に係る規定、相互情報提供に係る規定等を新設。

※その他

- 製造委託の対象物品として、木型その他専ら物品の製造に用いる物品を追加。
- 書面等の交付義務において、承諾の有無にかかわらず、電磁的方法による提供を認容。
- 遅延利息の対象に、代金を減じた場合を追加。
- 既に違反行為が行われていない場合等の勧告に係る規定を整備。

2. 振興の充実（下請中小企業振興法）

（1）多段階の事業者が連携した取組への支援

- 多段階の取引からなるサプライチェーンにおいて、二以上の取引段階にある事業者が作成する振興事業計画に対し、承認・支援できる旨を追加。

（2）適用対象の追加

- ①製造、販売等の目的物の引渡しに必要な運送の委託を対象取引に追加
②法人同士においても従業員数の大小関係がある場合を対象に追加。

（3）地方公共団体との連携強化

- 国及び地方公共団体が連携し、全国各地の事業者の振興に向けた取組を講じる旨の責務と、関係者が情報交換など密接な連携に努める旨を規定。

（4）主務大臣による執行強化

- 主務大臣による指導・助言をしたものの状況が改善されない事業者に対して、より具体的措置を示して改善を促すことができる旨を追加。

3. 「下請」等の用語の見直し（下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法等）

- 用語について、「下請事業者」を「中小受託事業者」、「親事業者」を「委託事業者」等に改める。
- 題名について、「下請代金支払遅延等防止法」を「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律」に、「下請中小企業振興法」を「受託中小企業振興法」に改める。

施行期日 令和8年1月1日

近年の急激な労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇を受け、「物価上昇を上回る賃上げ」を実現するためには、事業者において賃上げの原資の確保が必要。

中小企業をはじめとする事業者が各々賃上げの原資を確保するためには、サプライチェーン全体で適切な価格転嫁を定着させる「構造的な価格転嫁」の実現を図っていくことが重要。

例えば、協議に応じない一方的な価格決定行為など、価格転嫁を阻害し、受注者に負担を押しつける商慣習を一掃していくことで、取引を適正化し、価格転嫁をさらに進めていくため、下請法の改正を検討してきた。

施行期日

令和8年1月1日

現行下請法の概要

- 下請法の正式名称は、「**下請代金支払遅延等防止法**」（昭和31年制定）。
- 法目的は、**下請取引の公正化と下請事業者の利益保護**。

下請法の適用対象

<①取引の内容>

製造委託

修理委託

情報成果物作成委託

役務提供委託

<②資本金区分>

物品の製造・
修理委託の
場合

親：資本金3億円超

下請：資本金3億円以下(個人を含む。)

親：資本金1千万円超3億円以下

下請：資本金1千万円以下(個人を含む。)

情報成果物作成・
役務提供委託の
場合

親：資本金5千万円超

下請：資本金5千万円以下(個人を含む。)

親：資本金1千万円超5千万円以下

下請：資本金1千万円以下(個人を含む。)

義務・禁止行為

- **親事業者の義務**：発注書作成・交付・保存、支払期日の決定等
- **親事業者の禁止行為**：受領拒否、支払遅延、減額、返品、買ったたき等

下請法改正に向けた検討の経緯

「経済財政運営と改革の基本方針2024」（抜粋）

（令和6年6月閣議決定）

このため、独占禁止法の執行強化、下請Gメン等を活用しつつ事業所管省庁と連携した下請法の執行強化、下請法改正の検討等を行う。

「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2024年改訂版」（抜粋）

（令和6年6月閣議決定）

また、事業所管省庁とも連携し、面的な執行による下請代金法の勧告案件の充実を図るとともに、下請代金法の改正についても、検討する。

「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」（抜粋）

（令和6年11月閣議決定）

新たな商慣習として、サプライチェーン全体で適切な価格転嫁を定着させるため、下請法について、コスト上昇局面における価格据置きへの対応の在り方、荷主・物流事業者間の取引への対応の在り方、事業所管省庁と連携した執行を強化するための事業所管省庁の指導権限の追加等に関し、改正を検討し、早期に国会に提出することを目指す。

「企業取引研究会」（座長：神田秀樹東京大学名誉教授）

（令和6年7月～12月）

- 有識者検討会を開催し、下請法を中心に検討（公正取引委員会・中小企業庁の共催）
- 学識経験者、経済団体・消費者団体等の有識者計20名が委員として御参画
- 計6回の会合を開催し、令和6年12月25日に研究会報告書を取りまとめ公表

下請法の改正事項の概要

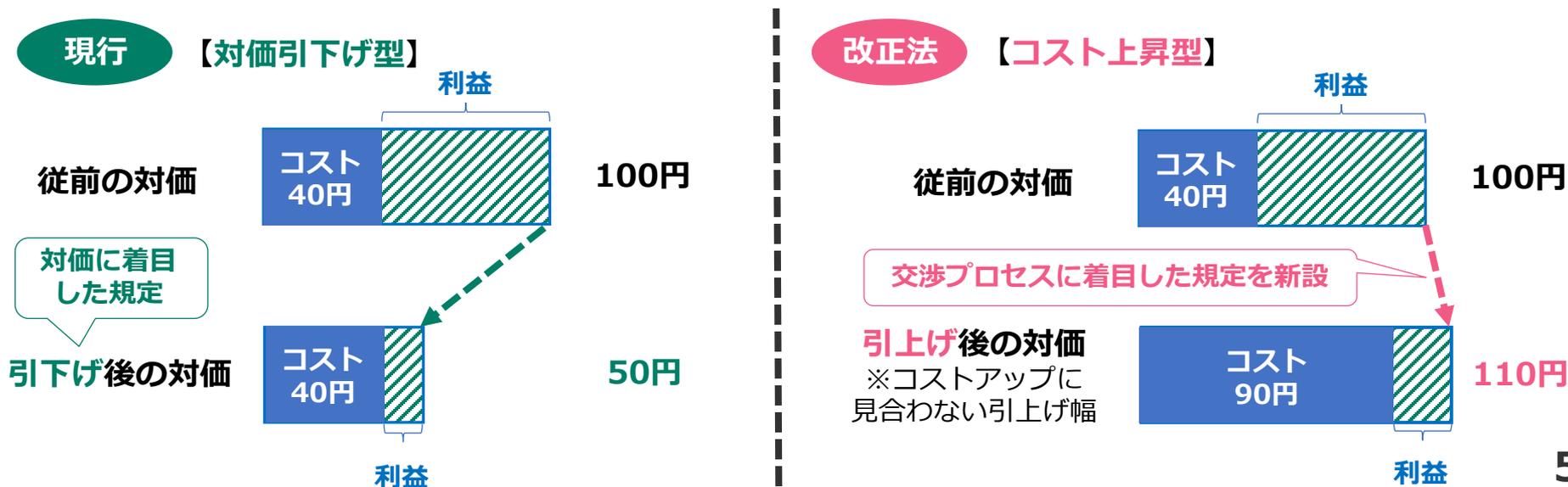
① 協議を適切に行わない代金額の決定の禁止【新第5条第2項第4号関係】

改正理由

- コストが上昇している中で、協議することなく価格を据え置いたり、コスト上昇に見合わない価格を一方的に決めたりするなど、上昇したコストの価格転嫁についての課題がみられる。
- そのため、適切な価格転嫁が行われる取引環境の整備が必要。

改正内容

- ◆ 「市価」の認定が必要となる買ったときとは別途、対等な価格交渉を確保する観点から、中小受託事業者から価格協議の求めがあったにもかかわらず、協議に応じなかったり、委託事業者が必要な説明を行わなかったりするなど、一方的に代金を決定して、中小受託事業者の利益を不当に害する行為を禁止する規定を新設する。



下請法の改正事項の概要

② 手形払等の禁止【新第5条第1項第2号関係】

改正理由

- 支払手段として手形等を用いることにより、発注者が受注者に資金繰りに係る負担を求める商慣習が続いている。

改正内容

- ◆ 中小受託事業者の保護のためには、今般の指導基準の変更を一段進め、本法上の支払手段として、手形払を認めないこととする。
- ◆ 電子記録債権やファクタリングについても、支払期日までに代金に相当する金銭（手数料等を含む満額）を得ることが困難であるものについては認めないこととする。

現行



支払日までの期間（60日） + 手形サイト（60日） = 現金受領までの期間【120日】

改正法



支払日までの期間（60日） = 現金受領までの期間【60日】

下請法の改正事項の概要

③ 運送委託の対象取引への追加【新第2条第5項、第6項関係】

改正理由

- **発荷主から元請運送事業者への委託は、本法の対象外**（独占禁止法の物流特殊指定で対応）である。
- 立場の弱い物流事業者が、荷役や荷待ちを無償で行わされているなど、**荷主・物流事業者間の問題（荷役・荷待ち）**が顕在化している。

改正内容

- ◆ **発荷主が運送事業者に対して物品の運送を委託する取引を、本法の対象となる新たな類型として追加**し、機動的に対応できるようにする。

改正法

現行の「物品の運送の再委託」に加えて「物品の運送の委託」を新たな規制対象に追加



下請法の改正事項の概要

④ 従業員基準の追加【新第2条第8項、第9項関係】

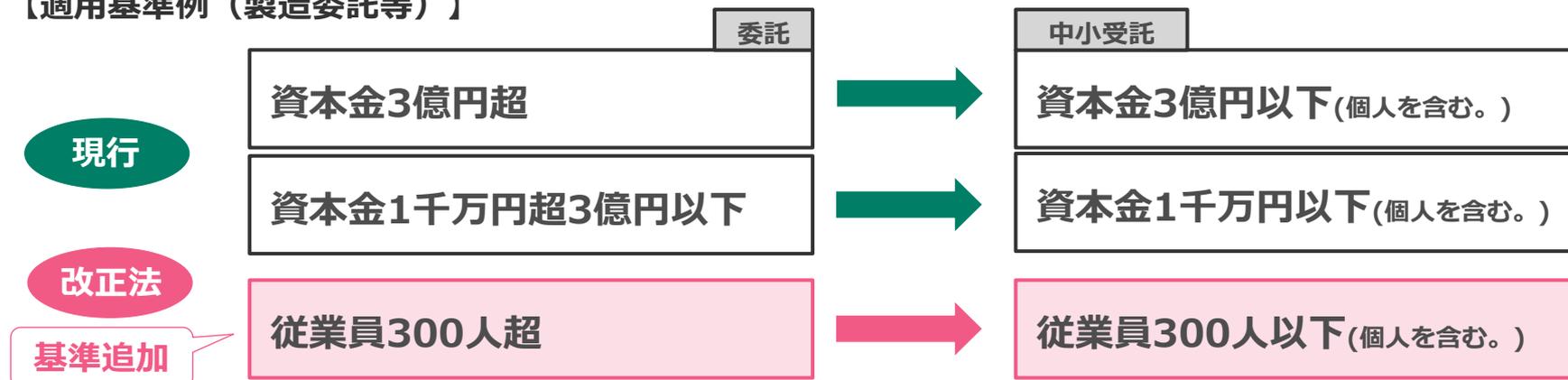
改正理由

- 実質的には事業規模は大きいものの当初の資本金が少額である事業者や、減資をすることによって、本法の対象とならない例がある。
- 本法の適用を逃れるため、受注者に増資を求める発注者が存在する。

改正内容

- ◆ 適用基準として従業員数の基準を新たに追加する。
- ◆ 具体的な基準については、本法の趣旨や運用実績、取引の実態、事業者にとっての分かりやすさ、既存法令との関連性等の観点から、従業員数300人（製造委託等）又は100人（役務提供委託等）を基準とする。

【適用基準例（製造委託等）】



下請法の改正事項の概要

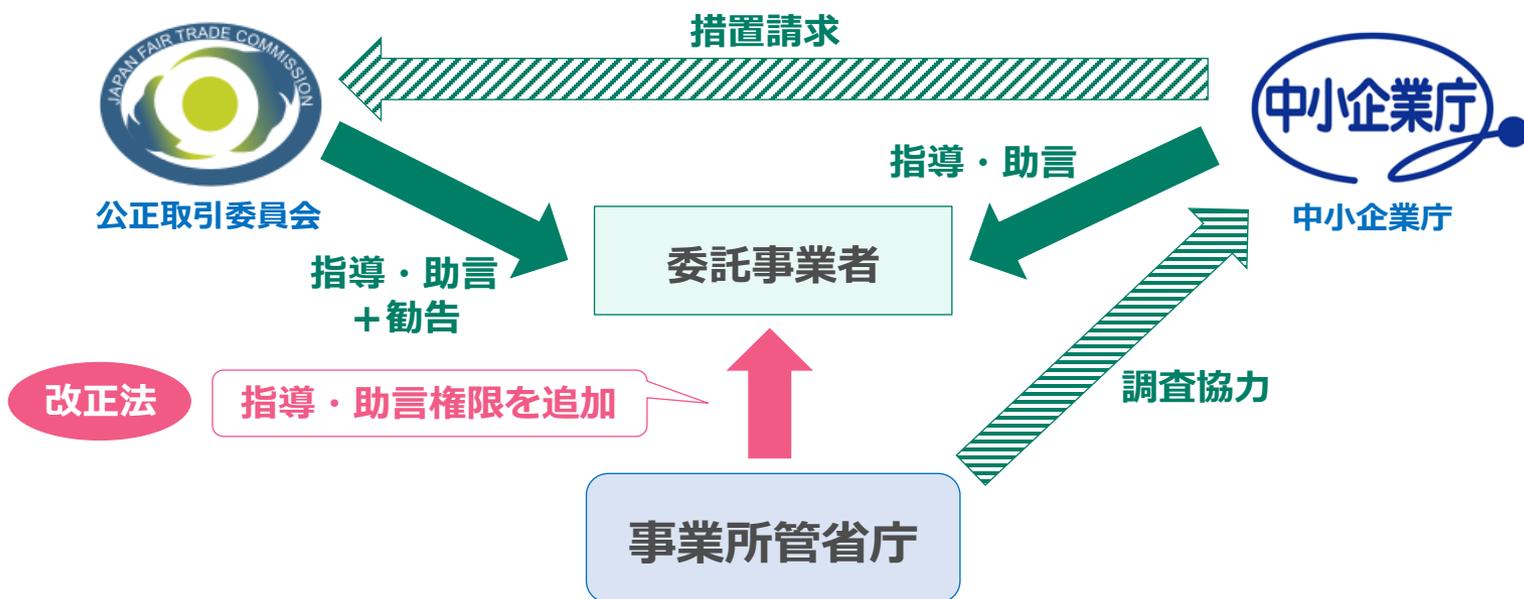
⑤ 面的執行の強化【新第5条第1項第7号、第8条、第13条関係】

改正理由

- 現在、事業所管省庁には調査権限のみが与えられているが、公正取引委員会、中小企業庁、事業所管省庁の連携した執行をより拡充していく必要がある。
- 事業所管省庁（「トラック・物流Gメン」など）に通報した場合、本法の「報復措置の禁止」の対象となっていない。

改正内容

- ◆ 事業所管省庁の主務大臣に指導・助言権限を付与する。
- ◆ 中小受託事業者が申告しやすい環境を確保すべく、「報復措置の禁止」の申告先として、現行の公正取引委員会及び中小企業庁長官に加え、事業所管省庁の主務大臣を追加する。



下請法の改正事項の概要

⑥ 「下請」等の用語の見直し【題名、新第2条第8項、第9項関係】

改正理由

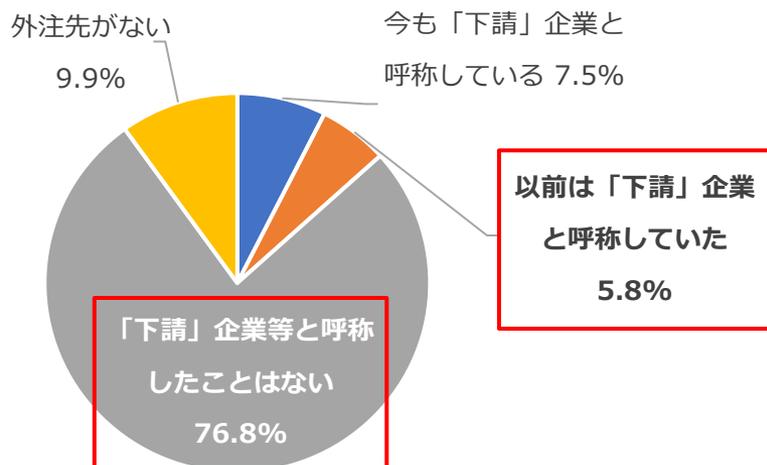
- 本法における「下請」という用語は、発注者と受注者が対等な関係ではないという語感を与えるとの指摘がある。
- 時代の変化に伴い、発注者である大企業の側でも「下請」という用語は使われなくなっている。

改正内容

- ◆ 用語について、「親事業者」を「委託事業者」、「下請事業者」を「中小受託事業者」、「下請代金」を「製造委託等代金」等に改正する。
- ◆ 法律の題名も、「下請代金支払遅延等防止法」を「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律」に改正する。

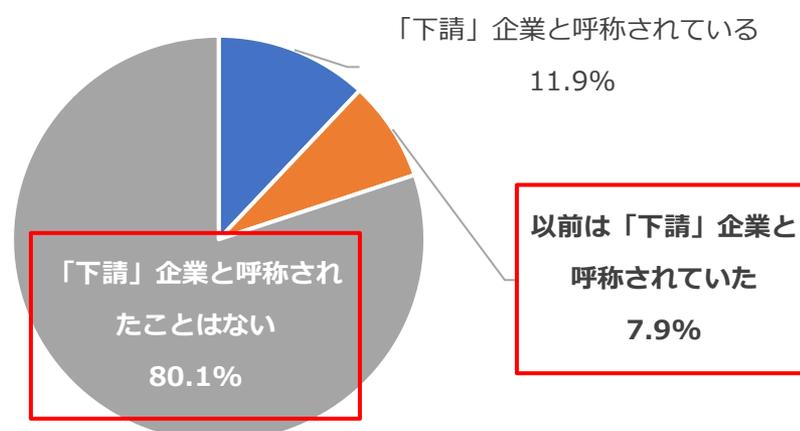
外注先を「下請」企業と呼称した経験の有無
(n=3,583)

【発注者としての声】



発注者から「下請」企業と呼称された経験の有無
(n=3,583)

【受注者としての声】



- 下請法違反行為に係る個別事件においては、必要に応じて、命令や勧告と同時に関連業界団体への申入れを行い、業界全体を挙げた独占禁止法・下請法等に関するコンプライアンスの取組を促している。

サンケン電気株式会社（パワー半導体製品の販売業）に対する件（下請法違反、勧告）

公正取引委員会の申入れ（注1）

- 以下、**金型関連業界団体**に申入れ（2023年12月15日）
 - ✓ 会員に、本件をはじめとする下請法違反行為事例を周知し、金型等の無償保管要請に係る下請法違反行為の未然防止に努めるよう促すこと
 - ✓ 取引適正化に資する取組を一層推進すること

（注1）中小企業庁との連名で申入れを実施。

（注2）日本自動車部品工業会の[公表資料](#)に基づき作成。ただし、サンケン電気株式会社に対する件の際の申入れだけでなく、その後の同種勧告事案や、下記事例2に関連する中小企業庁からの申入れ等、その他の経緯も踏まえて、一連の取組が行われたものである。

日本自動車部品工業会の取組例（注2）

- 会員に対し緊急自主点検を要請（2024年3月15日）
 - ✓ 自ら襟を正し、下請法等の遵守について社内/グループ会社等に周知徹底し、その実践を指示すること
 - ✓ 社内/グループ会社を対象として、違法な商習慣が残っていないか、仕入先からの要請放置・協議拒否をしていないか、明らかな回答引き延ばし等の不適切な行動がないか等の点検について、現場任せにせず、経営トップ等が陣頭指揮を取って進めること

日産自動車株式会社（自動車等の製造販売業）に対する件（下請法違反、勧告）

公正取引委員会の申入れ（注3）

- 以下、**日本自動車工業会**に申入れ（2024年3月14日）
 - ✓ 会員に、本件をはじめとする下請法違反行為事例を周知し、違反行為の未然防止の取組を促すこと
 - ✓ 今後の価格転嫁に係る法令遵守の在り方について、原価低減要請の在り方等を検討し、業界全体の取引適正化を一層推進すること

（注3）中小企業庁との連名で申入れを実施。

（注4）日本自動車工業会の[2024年5月23日付](#)、[同月31日付](#)の公表資料に基づき作成。

日本自動車工業会の取組例（注4）

- 労務費・原材料費・エネルギー費の適切な価格転嫁に向けた方針を決定するとともに（2024年5月23日）、上記方針を踏まえ、「適正取引の推進と生産性・付加価値向上に向けた自主行動計画」及び同計画の実効性向上のための「徹底プラン」を改訂・公表（2024年5月31日）。

- ▶ 下請法違反行為に係る個別事件においては、必要に応じて、勧告事案があった業界団体を所管する関係省庁と連携しながら、業界団体による自主点検や、業界に向けた研修・講演会などを実施し、業界全体を挙げた独占禁止法・下請法等に関するコンプライアンスの取組を促している。

エンフォースメント

アドボカシー

ラベル等の印刷物の製造販売業

- ▶ 大阪シーリング印刷(株)に対する勧告
(令和6年6月19日)

建築資材の製造販売業

- ▶ ナイス(株)に対する勧告
(令和6年10月23日)

いわゆるVtuber動画の作成等

- ▶ カバー(株)に対する勧告
(令和6年10月23日)

出版事業、映像事業等

- ▶ KADOKAWA及びKADOKAWA LifeDesignに対する勧告
(令和6年11月12日)

経産省との連携

- ▶ 全日本シール印刷協同組合連合会による団体自主点検 (令和6年8月21日)
- ▶ 全日本シール印刷協同組合連合会での研修会 (下請法、フリーランス法) 開催 (令和6年10月11日)

農水省 (林野庁) との連携

- ▶ 国産材の安定共有体制の構築に向けた受給情報連絡協議会 (全国8ブロック) での講演 (令和7年1月20日~2月6日)

経産省との連携

- ▶ 経産省主催のコンテンツ業界向け講演会 (下請法、フリーランス法) @経産省講堂・オンライン
(令和6年12月4日)